

令和3年度第2回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和3年5月7日(金) 午前9時30分から
岡崎市役所 分館3F 大会議室

2 会議に付した議案

議案

- 議案第10号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について
- 議案第11号 特定農地貸付の承認申請書について
- 議案第12号 農地の転用の許可の申請について
- 議案第13号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について
- 議案第14号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第15号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について
- 議案第16号 非農地交付申請について
- 議案第17号 農用地利用集積計画について
- 議案第18号 農用地利用配分計画案について

報告

- 報告第6号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について
- 報告第7号 現況証明願について
- 報告第8号 農地の改良のための届出の受理について
- 報告第9号 農地の転用のための届出の受理について
- 報告第10号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、4番 酒井 功二、6番 神谷 六雄、8番 鈴木 要、
9番 近藤 健次、11番 保田 眞吉、14番 内藤 六市、16番 羽根田 正志、
17番 片岡 幸雄、19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

32番 加藤 春雄

4 欠席委員

(農業委員)

2番 河内 小枝子、3番 木俣 壽人、5番 柴田 若江、7番 酒井 誠一、
10番 成田 恭淑、12番 大竹 博久、13番 加藤 健一、15番 二村 誓也、
18番 近藤 靖一

(農地利用最適化推進委員)

20番 小野 盛光、21番 柴田 重三郎、22番 杉浦 省二、23番 中根 浩司、
24番 浅岡 治徳、25番 太田 政俊、26番 川澄 秀世、27番 柴田 享、
28番 高木 政昭、29番 中野 永太郎、30番 八田 導英、31番 市川 眞人、
33番 新實 文夫、34番 早川 勝英、35番 阿部田 光春、36番 三浦 弘正、
37番 舩 憲明、38番 山内 隆一

5 出席事務局員等

農業委員会事務局 事務局次長 山内 増樹、総務係係長 室田 すみえ、
主任主査 遠藤 研吾、主査 三矢 洋平、
主事 粟生 大樹
農務課 主査 豊田 明都

6 議事の内容

会長：それでは、ただいまから農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は2番の河内 小枝子委員始め27名、出席は農業委員10名、推進委員1名です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは6番の神谷 六雄委員と8番の鈴木 要委員をお願いいたします。それでは、議事に従いまして議案第10号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って5件説明を行った。）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を願います。

近藤（健） 委員：3番 調査日令和3年5月3日。今回の議案は、譲受人が経営規模拡大のために、自身の耕作している農地の隣地を取得したいものになります。本人等への聞き取り及び現地確認の結果、譲受人に不耕作地及び貸付農地が無いことを確認しています。譲受人の耕作機械の保有状況及び作業人員から見て取得する土地を含め全ての土地を耕作すると認められます。また申請地の取得後は畑として野菜を栽培するとのこと。そのほか調査項目で問題となる項目はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

片岡 委員：4番 調査日令和3年4月30日。この議案は、土地を相続した譲渡人が県外に住み耕作ができないため、申請地近くに住む譲受人が譲り受けて耕作をしたいというものです。本人への聞き取り及び現地調査の結果、譲受人に不耕作地が無い事を確認しています。また耕作機械及び作業人員から見て全ての農地を耕作すると認められます。その他問題となる項目はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

近藤（健） 委員：5番、6番は一括して報告させていただきます。調査員の新實委員

が本日欠席されているため、9番の近藤が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は5月3日となっております。この申請は、地元で種苗店を営んでいる譲受人が、温室ハウスで野菜を栽培する畑として利用するために、所有権の移転及び賃借権の設定を行うものとなります。本人への聞き取り及び現地調査の結果、譲受人に不耕作地が無いことを確認しております。また、譲受人は耕作機械の保有状況、作業人員から見て今回取得する土地を含めすべての農地を耕作することが認められるとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。以上です。

片岡 委員：7番 調査員の拙委員が本日欠席されているため、17番の片岡が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は4月23日となっております。この申請は、申請地を相続した譲渡人が、県外で生活をしていて今後も耕作をする予定が無いため、申請地の近隣に住んでいる譲受人に所有権の移転を行うものとなります。本人への聞き取り及び現地調査の結果、譲受人に不耕作地がないことを確認しております。また、譲受人は耕作機械の保有状況、作業人員から見て今回取得する土地を含めすべての農地を耕作することが認められるとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。以上です。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：賛成多数と認め、許可するものとします。次に議案第11号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：(特定農地貸付の承認申請について、議案書に沿って1件説明を行った。)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を願います。

石川 委員：1番 調査日令和3年4月29日。周辺農地の農業上の利用に支障を及ぼさないか、位置及び面積について適当であると判断しました。募集及び選考の方法が公平かつ適正であり、貸付規程に規定されている期間等が特定農地貸付の適正かつ円滑な実施を確保するのに有効と認められ、自作地であるため、調査員総合意見としては承認とします。申請地周辺に他にも市民農園があり、地主の方も年を取って広い土を地耕作するのが難しくなったとのことですので、よろしく願います。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：意見が無いようなので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願い

いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものとします。次に議案第 12 号を議題といたします。
事務局から説明をお願いいたします。

事務局：(農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って 6 件説明を行った。)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いいたします。

鈴木(要) 委員：2 番 調査日令和 3 年 4 月 26 日。この議案は自身の所有している畑で営農型太陽光発電事業とパネルの下でさつまいも栽培を同時に行いたいものです。近隣の耕作者にも確認して周辺の農地に影響が無いことを確認しています。また、申請者は畑として耕作する旨の確認をしています。その他問題となる点はありませんでした。よって調査員総合意見として許可といたします。

内藤 委員：3 番 調査日令和 3 年 4 月 26 日。この議案は母親と同居している申請者が 380 坪の敷地がある自宅の維持管理が困難になり、今後の生活のため狭い居宅に転居するため自己用住宅を建築したいものになります。申請者が所有する農地のほとんどが農振農用地であり、第 1 種農地である申請地に住宅を建築するものです。申請地の状況は畑です。その他水関係等、周辺農業への影響となることはありません。調査員総合意見として許可といたします。

鈴木(要) 委員：4 番 調査日令和 3 年 4 月 26 日。本件の申請地は先の総会で 3 条の所有権移転の審議をしていただいた土地になりますが、道路から落ち込んだ場所で当時もひどく荒れた状態になっていて、申請者と水稲は難しいですねという話をした記憶があります。本人ははやりたい気持ちはあったものの、大雨で水利の堰が壊れていて機械の出入りも困難な場所であることから、残土が出るという話を聞いて道路面と同じ高さまで埋め立てて野菜を作りたいという話がありました。現地に赴き調査をした結果、転用の必要性があると認められ、特に問題となる点はありませんので、調査員総合意見としては許可としたいと思います。

石川 委員：5 番 調査員の中根委員が本日欠席されているため、1 番の石川が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は 4 月 27 日となっております。この申請は、隣接する道路と比べて低くなっていることから、嵩上げをして畑として利用したいものになります。申請地の状況は田ですが、畑として野菜を育てていきたいとのことです。申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、その他問題となる点はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

鈴木（要） 委員：6番 調査員の太田委員が本日欠席されているため、8番の鈴木要が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は4月26日となっております。この申請は、申請者が高齢になり耕作ができなくなり植林してしまったため是正するものとなります。申請地の状況は山林となっておりますが、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、その他問題となる点はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

7番 調査員の太田委員が本日欠席されているため、8番の鈴木要が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は4月26日となっております。この申請は、申請者が現在住んでいる住宅が老朽化し建て替えを計画したところ、住宅が建築されている場所は土砂災害警戒区域のため建築できないので、農業用倉庫と一体的に利用できる申請地に農家住宅を建築するものになります。申請地の状況は畑となっておりますが、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、その他問題となる点はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。以上です。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

酒井（功） 委員：申請番号2番ですが、太陽光発電の事業は期限が区切られている事業になるのでしょうか。また8.32㎡の転用面積は何が対象になっているか教えてください。

事務局：本件の営農型太陽光発電事業は一時転用となり、一時転用は期間が3年までと定められているため、3年毎に許可を申請し更新する形になります。本件は今回が2回目の更新になります。面積はパネル支柱の面積が対象となっています。

会長：ほかに御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第13号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って11件説明を行った。）

石川 委員：10番 調査日令和3年4月29日。転用の必要性、妥当性、確実性は適です。申請地の状況は3年位耕作されていない荒廃農地です。譲渡人が耕作を行うことができず、また相続の話がまとまったため土木業を営む譲受人が資材置場として利用するものです。地域農業への影響は無し、被害防除措置は適、用排水関係も適ですので、調査員総合意見として許可といたします。

鈴木（要） 委員：11番 調査日令和3年4月26日。この申請は、譲受人が自動車部品製造業を営んでおり業務拡大に伴い駐車場が不足し申請地に駐車場を設置するものです。また、申請地は既に駐車場となっており、是正をする案件となります。申請内容及び現地での調査により、転用による地域農業への影響等が無い事は聞き取りにより確認しています。またその他問題となる点はありません。よって調査員総合意見として許可といたします。

12番 調査日令和3年4月26日。この議案は、借受人が公共事業の工事のため、畑である申請地を駐車場及び資材置場として使用したいものになります。申請内容及び現地での調査により、転用による地域農業への影響、被害防除措置等に問題が無い事は近隣の耕作者に聞き取りにより確認しています。その他問題となる点はありません。よって調査員総合意見としては許可といたします。

近藤（健） 委員：13番 調査年月日は令和3年5月2日。本議案は、祖父が所有する土地に分家住宅を建築したいものになります。申請地の状況は畑となっていますが、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響は、三方が道路になっていますので農地への直接の影響は無いと思われれます。近隣の耕作者に聞き取りをしておりますが、その他問題となる点はありません。よって、調査員総合意見は可といたします。

保田 委員：11番 調査日令和3年5月2日。この議案は運送会社である譲受人が新規取引先を獲得して取引量が大幅に増加することになったため、産業立地誘導地区である申請地に営業所及び物流倉庫を設置したいものになります。周辺は資材倉庫や工場が稼働している状況です。調査項目に従い調査をしましたが特に問題となる点はありません。よって、調査員総合意見として可といたします。

鈴木（泰） 委員：15番 調査年月日は令和3年4月30日。貨物運送業を営んでいる譲受人が、新規取引先に近い申請地に駐車場を設置したいものになります。申請地の状況は不耕作地の畑で、隣地の山林と一体で駐車場に整備するものです。申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響、被害防除処置等は問題の無いことは聞き取りにより確認をしています。その他問題となる点はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

石川 委員：申請番号16番 調査員の中根委員が本日欠席されているため、1番の石川が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和3年4月27日となっております。この申請は、建設業を営んでいる譲受人が申請地を資材置

場として利用したいという申請になります。申請地の状況は多くは畑ですが、一部は資材置場としてすでに利用されているとのことです。申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。その他問題となる点は無いのとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

申請番号 17 番 調査員の中根委員が本日欠席されているため、1 番の石川が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は 4 月 27 日となっております。この申請は、転用事業者が自社受注の残土処分を行い農地の嵩上げを行いたいという申請になります。申請地の状況は不耕作地であり近年は全く耕作がされていない状況とのことです。申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。その他問題となる点は無いのとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

神谷 委員：申請番号 18 番 調査員の柴田委員が本日欠席されているため、6 番の神谷が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和 3 年 4 月 27 日となっております。この申請は譲受人が金型の製造業を営んでおり、業務拡大のために新しい工場の増設とそれに伴う資材置場を設置するものです。申請地の状況は畑となっておりますが、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。その他問題となる点は無いのとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

近藤（健） 委員：申請番号 19 番 調査員の八田委員が本日欠席されているため、9 番の近藤が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和 3 年 4 月 27 日となっております。この申請は、現在実家の敷地内に住んでいる譲受人が、本家の跡を継ぐ妹夫妻に住居を譲ることになったため、親の所有する申請地に分家住宅の建築を行うものとなります。申請地の状況は畑となっておりますが、申請内容及び現地での調査により転用による地域農業への影響等は問題ないことは聞き取りにより確認をしているとのことです。また、よって、調査員総合意見としては可となっております。

加藤（春） 委員：20 番 調査年月日は令和 3 年 5 月 1 日。本議案は幼稚園及びこども園を運営している譲受人が、本部事務所及び幼稚園の老朽化、近隣住民からの騒音の苦情、南部地域で幼児を受け入れるこども園が不足しているといった問題があり、申請地に幼保連携型こども園を設置したいものになります。転用の必要性妥当性、確実性は適、申請地の状況は田で、公益性の高い事業であるため許可基準を満たしています。地域農業への影響は無し。被害防除処置及び用排水関係は地下貯留槽及び油水分離槽等を整備するため適としました。近隣住民への説明会では特に意見はありませんでした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

酒井（功） 委員：番号 20 番ですが、合法的に進められている事業とは思いますが、色々話題になっている事案ですので、今後において農業委員会事務局及び市が指導をすべきところ、指摘をすべきところは申請者にきちんと対応をしていただきたいと願っておりますので、よろしく願いいたします。

会長：ほかに御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。ただし、申請番号 14 番及び 20 番につきましては転用面積が 3,000 m²を超えるものであるため、一般社団法人愛知県農業会議の意見を聴いたのち許可するものといたします。次に議案第 14 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案書に沿って 3 件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

神谷 委員：申請番号 4 番。調査年月日は令和 3 年 4 月 29 日。この申請は被相続人から農地を相続し、利用権による特定貸付を行っていくものです。申請地での確認及び本人への聞き取りをしたところ、申請内容に誤りは無く、申請地について農地の耕作がされていることが確認できています。よって、調査員総合意見としては可とします。

羽根田 委員：申請番号 5 番、6 番については一緒に説明をいたします。調査年月日は令和 3 年 4 月 25 日です。5 番、6 番ともに相続人が被相続人から受け継いだそのままの状態に相続するというものです。5 番の畑は相続人の自宅のすぐ近くですし、6 番の田についてはオペレーターの方が代わるようですが何ら問題は無いと思われまますので、調査員総合意見としては可としたいと思います。

会長：ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

会長：賛成多数と認め、証明するものといたします。次に議案第 15 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って 2 件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

酒井（功） 委員：申請番号 3 番 調査年月日令和 3 年 4 月 26 日。申請者本人と面談をし、高齢で病気により耕作が出来なくなったことから申請をされたと伺いました。申請者及び買取申出事由は申請書記載のとおりです。農業従事者区分は農業の主たる従事者でありました。よって、調査員総合意見は可としたいと思います。

神谷 委員：申請番号 4 番 調査年月日令和 3 年 4 月 26 日。申出事由の生じた方が今回病気で農業により従事することができなくなったことによるものです。診断書も提出されており、回復の可能性も乏しいとされています、本人等にも聞き取りをしましたが、対象者の方が申請事由の該当者で経営主であったことが確認できました。よって、調査員総合意見は可としたいと思います。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

会長：賛成多数と認め、証明するものといたします。次に議案第 16 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（非農地交付申請について、議案書に沿って 1 件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の意見をお願いいたします。

鈴木(泰) 委員：8番 調査員の三浦委員が本日欠席されているため、19番の鈴木が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和3年4月26日となっております。現地は山林及びその法面となっており、とても耕作できるような場所ではないとのこと。よって調査員総合意見としては可となっております。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、非農地として認定し通知するものいたします。次に議案第17号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った。)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、決定するものいたします。次に議案第18号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用配分計画案について、議案書に沿って説明を行った。)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、決定するものいたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、議案書に沿って説明を行った。)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	4件
現況証明願について	1件
農地の改良のための届出の受理について	1件
農地の転用のための届出の受理について	3件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	31件

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

(なし)

会長：御質問も無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

- 午前 10 時 15 分終了 -

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員 (6 番)

岡崎市農業委員会委員 (8 番)